

(平成21年11月11日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認熊本地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 3件

厚生年金関係 3件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 5件

国民年金関係 2件

厚生年金関係 3件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち昭和 54 年 2 月 1 日から同年 7 月 31 日まで A 事業所に勤務し、共済組合の組合員であったことが認められることから、申立人の共済組合員としての資格取得に係る記録を 54 年 2 月 1 日に、資格喪失に係る記録を同年 8 月 1 日に訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、13 万 9,670 円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 1 月から同年 8 月 1 日まで

昭和 53 年に A 事業所の採用試験を受け、54 年 1 月に研修所で研修を受講後、同年 2 月 1 日から同年 7 月 31 日まで勤務した。

申立期間について、社会保険事務所から厚生年金保険の被保険者期間が無いとの回答があったことについて、納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が A 事業所に勤務していたことは、同僚の証言及び申立人が勤務している B 事業所から提出された履歴書の記載内容から推認できる。また、研修所において申立人と同時期に研修を受講した同期生は、昭和 54 年 2 月 1 日から共済組合員であったことから判断すると、申立人が申立期間のうち 54 年 2 月 1 日から同年 8 月 1 日まで共済組合員であったことが認められる。

また、共済組合員であった期間は、平成 9 年 4 月 1 日から厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成 8 年法律第 82 号）附則第 5 条の規定により厚生年金保険の被保険者であった期間とみなすことから、申立人の共済組合員としての資格取得に係る記録を昭和 54 年 2 月 1 日に、資格喪失に係る記録を同年 8 月 1 日に訂正することが必要である。

なお、申立人の当該期間における標準報酬月額については、申立人と同時期に職員として採用された複数の者の俸給及び国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和 60 年法律第 105 号）附則第 9 条の規定により 13

万9,670円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち、昭和54年1月については、申立人の申立て及び複数の同僚の証言から研修所で研修を受講していたと認められるものの、当該期間において当該同僚に共済組合員としての記録及び厚生年金保険被保険者としての記録は無く、事業主においても研修受講期間においては共済組合員とはならない旨証言している。

また、申立人は昭和54年2月に辞令を受けたとしていることから判断すると、当該期間については、共済組合員又は厚生年金保険被保険者のいずれにも加入させない取扱いであったと推認できる。

このほか、当該期間において共済組合員として勤務していた事実又は厚生年金保険被保険者として保険料控除に係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が当該期間において、共済組合員として勤務していたこと及び厚生年金保険の被保険者として保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち昭和 38 年 9 月 1 日から 39 年 7 月 1 日まで共済組合の組合員であったことが認められることから、申立人の共済組合員の資格取得に係る記録を 38 年 9 月 1 日に、資格喪失に係る記録を 39 年 7 月 1 日に訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、22 万 1,083 円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 7 月 1 日から 39 年 7 月 1 日まで

私は、昭和 37 年 12 月 3 日から実習生として A 事業所に勤務し、38 年 4 月 1 日から B 支所で臨時職員として採用され、同年 7 月 1 日から本職員になった。同じ学校から私と同様に実習生として B 支所に勤務し、同年 4 月から C 支所に配属された同僚 2 人の記録は残っているので、申立期間について共済組合員として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の詳細な記憶及び同級生である同僚を含む複数の同僚の証言から、申立人が、申立期間において、A 事業所に勤務していたことが推認でき、前述の同級生で勤務形態も同じであった同僚 3 人の共済組合員の資格取得日のうち、もっとも早い取得日は昭和 38 年 9 月 1 日であることから判断すると、申立人が同年 9 月 1 日から共済組合員であったことが推認できる。

また、共済組合員であった期間は、平成 9 年 4 月 1 日から厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成 8 年法律第 82 号）附則第 5 条の規定により、厚生年金保険の被保険者であった期間とみなすことから、申立人の共済組合員としての資格取得に係る記録を昭和 38 年 9 月 1 日に、資格喪失に係る記録を 39 年 7 月 1 日に訂正することが必要である。

なお、共済年金制度では、厚生年金保険制度における標準報酬月額に相当する仕組みは、昭和 60 年の共済年金制度改正により 61 年 4 月に初めて導入

されたものであり、同年3月以前の標準報酬月額是国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第105号）附則第9条の規定により計算することとされている。申立人の当該期間における標準報酬月額については、申立人と同時期に職員として採用された複数の者の俸給及び同条に規定された計算方法により、同条に規定された額は8万6,412円となるが、申立人は、当該期間以外に40年8月から61年3月まで共済組合員期間（標準報酬月額22万6,513円）を有している。このように61年3月以前の共済組合員期間が複数期間存在する場合には、社会保険庁の原簿には、それぞれの期間において同条に規定された額を算出し、その合計額の平均した額をそれぞれの期間の標準報酬月額として記録することになっていることから、申立期間のうち38年9月から39年6月までの期間に係る標準報酬月額については、22万1,083円とすることが妥当である。また、当該期間以外の40年8月から61年3月までの期間に係る標準報酬月額については、上記理由から22万1,083円に訂正する必要がある。

一方、申立期間のうち、昭和38年7月1日から同年9月1日までの期間については、前述の同僚に共済組合員としての記録及び厚生年金保険被保険者としての記録は無く、当該同僚は、臨時職員を経てその後職員として発令され、臨時職員の期間は3か月ほどであった旨証言している。

また、事業主は、臨時職員の期間については共済組合員とはならない旨証言していることから判断すると、当該期間については、共済組合員又は厚生年金保険被保険者のいずれにも加入させない取扱いであったと推認できる。

このほか、当該期間において共済組合員として勤務していた事実及び厚生年金保険被保険者としての保険料控除に係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が当該期間において、共済組合員として勤務していたこと及び厚生年金保険の被保険者として保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格喪失日に係る記録を昭和38年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年1月1日から同年6月1日

私は、昭和37年2月1日から平成元年3月31日まで一貫してA社に勤務した。申立期間は、同社B支店に勤務していた期間であり、この期間が厚生年金保険被保険者期間となっていない。

申立期間については、給与から厚生年金保険の保険料を控除されていた認識があるので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録、健康保険組合の加入記録及びA社が発行した在籍証明書により、申立人は、A社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支店における社会保険事務所の昭和37年12月の記録から、3万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は納付していないと認めていることから、事業主が申立てどおりの資格喪失の届出を行っておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和38年1月から同年5月までの保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納入され

るべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 54 年 10 月から 55 年 6 月までの期間及び平成 4 年 2 月から 5 年 5 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 54 年 10 月から 55 年 6 月まで
② 平成 4 年 2 月から 5 年 5 月まで

申立期間の国民年金保険料は、納付したと記憶しているので、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 56 年 8 月ごろに払い出されたことが推認され、その時点で、当該期間の国民年金保険料は過年度納付することは可能であるが、申立人の過年度納付についての記憶は曖昧である。

なお、申立期間①のうち昭和 54 年 10 月は、社会保険庁のオンライン記録によると、平成 12 年 5 月 26 日に被保険者資格取得の時期を昭和 54 年 11 月から記録訂正しており、当該期間は平成 12 年 5 月 26 日まで国民年金の未加入期間であったことから、申立人は、申立期間当時、国民年金保険料を納付することができなかったものと考えられる。

申立期間②についても、平成 11 年 1 月 21 日に被保険者記録が追加されており、当該期間は 11 年 1 月 21 日まで国民年金の未加入期間であったことから、申立人は、申立期間当時、国民年金保険料を納付することができず、被保険者記録が追加された時点においても、時効により保険料を納付することができなかったものと考えられる。

また、申立期間①及び②については、申立人が記憶している国民年金保険料額と実際の保険料額とは大きく相違している上、申立人が申立期間①及び②に係る保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無く、ほ

かに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年5月から55年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年5月から55年10月まで

私は、会社を退職後、A市役所の国民年金課で年金の相談を行ったところ、年金の加入期間が足りないことから国民年金への加入を勧められた。妻も私と同様に年金の加入期間が足りないとのことであったので、昭和55年2月ごろに夫婦一緒に国民年金に加入し、その後すぐに国民年金保険料を納付したので、申立期間が未加入とされていることに納得できない。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の納付記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和53年3月に会社を退職後、A市役所に年金の相談に行き、年金の被保険者期間が足りず老齢年金の受給資格を満たしていないとして、同市役所の職員から国民年金への加入を勧められ、55年2月ごろに国民年金に加入したと主張しているが、申立人は、会社を退職直後の53年4月1日に厚生年金保険任意加入被保険者(第4種被保険者)資格を取得し、同資格を喪失した53年7月1日の時点で老齢年金の受給資格を得ていることから、同市役所の職員が申立人に対し国民年金の加入勧奨を行ったとの申立人の主張は不自然である。

また、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらず、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付した時期、保険料の額、納付場所等についての申立人の妻の記憶は曖昧である上、申立人は既に亡くなっていることから、保険料の納付状況が不明である。

さらに、申立人が、申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していた

ことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 40 年 1 月 8 日から 45 年 6 月 21 日まで
② 昭和 45 年 9 月 1 日から 46 年 2 月 1 日まで
③ 昭和 46 年 2 月 9 日から同年 6 月 6 日まで
④ 昭和 46 年 7 月 1 日から 47 年 8 月 27 日まで
⑤ 昭和 47 年 9 月 5 日から 48 年 12 月 18 日まで

申立期間について、脱退手当金を受け取ったが、自分の意思で厚生年金保険を脱退していないので脱退手当金の支給記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の脱退手当金の受給を認めている上、申立人が提出した厚生年金保険被保険者証の写し及び社会保険事務所が保管する申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金が支給決定されたことを意味する「脱」の表示が記されている。

また、脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和49年3月19日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

なお、申立人は脱退手当金を受給したことを認めた上で、厚生年金保険を脱退する意思は無かったとして、記録の訂正を求めているが、年金記録確認第三者委員会は、申立人が、当時脱退手当金を受給したか否かを踏まえて年金記録の訂正の可否を判断するものであり、申立人は受給したことを認めながら、記録の訂正を求めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者としてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 6 年 10 月 6 日から 7 年 10 月 1 日まで

平成 6 年 10 月 6 日に A 社に入社し、21 年 4 月 1 日に退職した。自分の厚生年金保険被保険者記録を確認したところ、申立期間の標準報酬月額が低いことに気付いた。当時給与が振り込まれていた通帳を確認したところ、明らかに金額が違っているので、申立期間の標準報酬月額を 17 万円から 32 万円に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成 6 年 10 月 6 日から 21 年 4 月 1 日まで A 社に勤務し、社会保険事務所の記録では、申立期間に係る標準報酬月額が健康保険厚生年金保険被保険者資格取得時においては 17 万円とし、7 年 10 月の定時決定においては 32 万円とされている。

また、申立人は「入社当初から 30 万円前後の給与を受け取っており、社会保険事務所の記録の標準報酬月額 17 万円は間違った届出である。」と主張しており、申立期間に係る給与が振り込まれていた申立人名義の預金口座により、申立期間の A 社からの給与は、毎月 30 万円前後の額が振り込まれていることが確認できる。

しかし、A 社が提出した申立人に係る平成 6 年及び 7 年の源泉徴収簿の社会保険料等金額欄に記載された金額が、社会保険庁が記録している標準報酬月額から計算した健康保険及び厚生年金保険の保険料額に雇用保険料を加算した額とおおむね等しくなることから判断すると、事業主は、平成 6 年 10 月から 7 年 9 月まで継続して、社会保険庁のオンライン記録どおりの 17 万円の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を給与から控除していたものと推認さ

れ、その控除額については、社会保険庁が記録している標準報酬月額から算出された保険料額等であり、実際の給与支給額から算出された保険料額でないことが推認できる。

なお、申立人が提出した申立期間に係る給与が振り込まれた通帳に記載された金額から推認される報酬月額及び源泉徴収簿の社会保険料等金額欄から推認される厚生年金保険料額のそれぞれに基づく標準報酬月額のいずれか低い方の額は、社会保険庁の記録上の標準報酬月額と同額であることが推認できる。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月 1 日から 37 年 1 月 19 日まで
私は、昭和 36 年 4 月に A 社に入社し、37 年 12 月まで勤務していたが、申立期間については厚生年金保険の被保険者期間が確認できなかったため、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間に A 社に勤務していたことは同僚の証言から推認できる。

しかし、A 社には、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除していたことを確認できる給与台帳等の関連資料は無い上、同社の元事業主は既に死亡しており、申立期間当時の社会保険事務担当者及び同社に勤務していた複数の同僚からも、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除に関する証言は得られない。

また、申立期間当時の A 社の社会保険事務担当者は、「当時、会社には中学校を卒業したばかりの若い者が多く、仕事に慣れずに帰郷する者や他社に引き抜かれる者も多かったため、厚生年金の加入については、社長がある程度、その者が工場に定着するかどうかを見極めて判断していた。」と証言している上、同僚 5 人も、入社日より数箇月から 1 年数箇月遅れて同社に係る厚生年金保険被保険者の資格を取得していたことが同僚の証言と社会保険事務所の記録により確認できる。

さらに、社会保険事務所が保管する A 社に係る資格取得日が昭和 33 年 4 月 1 日から 37 年 1 月 19 日までの健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の氏名の記載が無く、同名簿の整理番号にも欠落が無いことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。